

水質加算使用料について



1 水質加算使用料とは

工場・事業所等から公共下水道に排出される汚水のうち汚濁の著しいものは、浄化センターでの処理に要する経費が割高になります。本市では、条例により、月 1,250 m³以上の汚水を排出する下水道使用者のうち管理者が定める基準以上の濃度の汚水を排出する下水道使用者には、下水道使用料に加え、基準を超える程度に応じて水質加算使用料をご負担いただいております。

2 水質加算使用料が適用される条件

水質加算使用料は、次の2つの条件すべてに該当する場合に適用され、一般の下水道使用料に加算されます。

- ① 1か月の排水量が1,250m³以上
- ② BOD, COD又はSSの濃度が200mg/L以上

○北九州市下水道条例 第15条第2項

使用者が、管理者が定める基準以上の水質の汚水を排除する場合(当該汚水の排水量が管理者が定める水量に満たない場合を除く。)は、別表第5により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)を前項の使用料の額に加算する。

別表第5(第15条関係)

汚水の水質		金額 (1立方メートルにつき)
生物化学的酸素要求量 1リットルにつき 5日間に又は 化学的酸素要求量若しくは 浮遊物質量 1リットルにつき	600ミリグラム以下のとき	48円
	600ミリグラムを超え、1,000ミリグラム以下のとき	68円
	1,000ミリグラムを超えるとき	112円

備考 この表は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量又は浮遊物質量のうちいずれか一の最も高い項目につき適用する。

○北九州市下水道条例施行規程 第20条

条例第15条第2項の管理者が定める基準は、次の各号の一に掲げるものとし、同項の規則で定める水量は、1月について1,250立方メートルとする。

- (1)生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に 200ミリグラム
- (2)化学的酸素要求量 1リットルにつき 200ミリグラム
- (3)浮遊物質量 1リットルにつき 200ミリグラム

※ BOD:生物化学的酸素要求量、COD:化学的酸素要求量、SS:浮遊物質量

【お問い合わせ先】

- ・水質加算使用料金について:営業課 093-582-3623
- ・水質検査について:水質管理課 093-582-2570